

災害時連携計画の変更に関する経済産業大臣への意見について

災害時連携計画の変更届出にあたって、電気事業法第33条の2第3項の規定に基づき必要な確認を行ったところ、確認結果を踏まえ、以下のとおり意見致します。

1. 確認結果

本機関では、本機関が定めた考慮事項に基づき災害時連携計画の変更内容の確認を行った。今回の移動用変電設備の融通の追加に伴う変更内容の確認においては、追加される移動用変電設備の融通に係る運用上の制約も踏まえ、連絡体制、連絡フローが適切に整理されていることを確認した。また、地域により周波数、電圧等が異なるといった日本の電力系統、設備構成の特徴から、設備の共通化は直ちには難しく、将来の課題と位置付けるべき状況にあるところ、迅速な復旧に資するよう、マニュアルにて仕様差異、適合性、手順等が十分整備されていることも確認した。

2. 確認結果を踏まえた意見

今回の災害時連携計画の変更は、一般送配電事業者各社におけるこれまでの経験や知見を踏まえ、将来発生しうるニーズに対し、現時点で実施可能な内容を取りまとめたものである。実際に災害が起こった際において事業者間での運用が円滑に進むよう、一般送配電事業者各社においては、訓練や実運用を通じて、本件内容の確認、習熟及びブラッシュアップに努めるとともに、仮に不足事項があれば、今後さらなる検討と改善を行うことが適当である。

また、令和6年能登半島地震においては、一般送配電事業者各社による大規模な支援が迅速に展開され、本計画の重要性・有効性が再認識されたところであるが、今後とも新たな状況変化に十分な注意を払いつつ、災害時の備え全般について、常に不断の見直しを加えていく必要がある。

本機関は、災害時連携計画の更なる深化と実効性向上に向け、一般送配電事業者と緊密に協力しつつ引き続き取り組んでまいりたい。

以上